

司法試験委員会会議(第3回)議事要旨及び議事録

(司法試験委員会庶務担当)

1 日時

平成16年2月23日(月) 15:30 ~ 17:45

2 場所

法務省大臣官房人事課会議室

3 出席者

(委員長) 上谷清

(委員) 小幡純子, 神垣清水, 高橋宏志, 長谷川真理子, 本間通義(敬称略)

(幹事) 大谷晃大, 椋嶋裕之(敬称略)

(同委員会庶務担当(法務省大臣官房人事課))

池上政幸人事課長, 横田希代子人事課付(幹事兼任), 古宮義雄試験管理官

4 議題

- (1) 論文式試験及び口述試験合格者に対する成績通知の拡充について
 - (2) 司法試験法第4条第1項第4号の規定により司法試験第一次試験を免除される者に関する規則の一部改正について
 - (3) 新司法試験の受験回数制限の対象となる「受験」について
 - (4) 新司法試験問題の検討態勢について
 - (5) 新司法試験論文式試験の選択科目の選定について
- 議題(2), (5)については, 司法試験委員会議事細則第5条第2項に基づき議事録を作成

5 配布資料

- 資料 1 論文式試験及び口述試験合格者に対する成績通知の拡充について
- 資料 2 試験成績の本人通知の拡充について(決定)
- 資料 3 諮問書(第3号)
- 資料 4 司法試験法(昭和二十四年法律第百四十号)(抄)
- 資料 5 司法試験法第四条第一項第四号の規定により司法試験第一次試験を免除される者に関する規則(昭和五十年司法試験管理委員会規則第一号)
- 資料 6 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)(抄)
学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)(抄)
昭和二十八年文部省告示第五号(学校教育法施行規則第七十条第

一項第三号の規定による大学院及び大学の専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者)

- 資料 7 大学院入学者選抜の改善について(答申)(抜粋)
- 資料 8 規制改革推進3か年計画(改定)(抜粋)
- 資料 9 平成十五年文部科学省令第四十一号
平成十五年文部科学省告示第百五十一号
- 資料 10 規制改革推進3か年計画(再改定)(抜粋)
- 資料 11 「司法試験法第4条第1項第4号の規定により司法試験第一次試験を免除される者に関する規則」の一部改正について(改正案)
- 資料 12 司法試験法第4条第1項第4号の規定により司法試験第一次試験を免除される者に関する規則の一部改正に関する意見募集の実施について(案)
- 資料 13 司法試験法(平成17年12月1日施行)(抄)
司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律(平成14年法律第138号)附則(抄)
- 資料 14 新司法試験問題検討・作成態勢のスケジュール(イメージ)
- 資料 15 新司法試験問題検討会について(イメージ)
- 資料 16 新司法試験の選択科目に関する議論の概要
- 資料 17 新司法試験調査会・在り方検討グループ(第10回~第12回)
議事録(抄)
- 資料 18 司法試験に関する意見の整理

6 議事等

(1) 論文式試験及び口述試験合格者に対する成績通知の拡充について

事務局から、配付資料1に基づき、現在行われている成績通知の様式及び個人情報開示請求件数の増加の状況等について説明。

「試験成績の本人通知の拡充について(案)」(配布資料2)について審議が行われた。

審議の結果、試験情報の開示を進めるなどの観点から、司法試験第二次試験の受験者に対する成績通知の取扱いを変更することとされ、それまで不合格者に対してだけ行っていた論文式試験及び口述試験の成績通知を、合格者に対しても拡充することとされた。すなわち、論文式試験合格者に対しては、科目別順位ランク、総合順位ランク及び総合得点を通知し、口述試験合格者に対しては総合得点を通知することとされた。一方、合格者に対し、論文式試験及び口述試験の総合順位を通知することについても検討されたが、不合格者に対して総合順位を通知することは、不合格者が自己の能力を客観的に評価する契機になったり、不合格者に勉強の指針を与えるなどの積極的意味があるが、合格者に対して総合順位を通知することには積極的な意味がなく、むしろ、司法試験における総合順位が、合格者の法曹としての資質や能力を表すものと受け止められるおそれがあること

等を考慮し、合格者に対しては、論文式試験及び口述試験の総合順位の通知を行わないこととされた。

配付資料2（決定済み案）のとおり、成績通知を拡充することが決定された。

(2) 司法試験法第4条第1項第4号の規定により司法試験第一次試験を免除される者に関する規則の一部改正について

【上谷委員長】議題2「司法試験法第4条第1項第4号の規定により司法試験第一次試験を免除される者に関する規則の一部改正について」の説明をお願いします。

（事務局から以下の事項について説明）

法務大臣による諮問の内容（配布資料3）

現行の司法試験第一次試験免除要件（配布資料4・5）

学校教育法等に基づく大学院入学資格要件及び近年における大学・大学院入学資格の弾力化（配布資料6～9）

「規制改革推進3か年計画（再改定）」における業務独占資格の見直し（配布資料10）

「司法試験法第4条第1項第4号の規定により司法試験第一次試験を免除される者に関する規則」の一部改正案（配布資料11）

朝鮮大学校関係者等からの要望

規制の制定等に係る意見募集の実施（配布資料12）

【上谷委員長】問題状況は、今事務局の方から御説明いただいたとおりですが、実際問題として、朝鮮大学校の方から要望があることは分かりました。個別の受験資格審査の対象には、他に例えばどのような例が含まれてくるのでしょうか。

【横田人事課付】大学院入学者選抜の改善についての大学審議会の答申では、朝鮮大学校を含む専修学校、各種学校の卒業者なども個別の受験資格審査の対象に含まれるのではないかというふうに考えられますので、これを参考にして、同様に考えることができるのではないかと思います。

例えば、大学編入学資格を有しない専修学校、各種学校の卒業者や、その他の国内外の教育施設の修了者などであって、これらの学校等における学習等を通じて、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる者などというような基準でお認めいただけるのではないかと思います。この個別の資格審査基準につきましては、答申をいただく前に併行して検討していただきたいと思っております。

【上谷委員長】この規則の改正について、皆さん御意見なり、あるいは御質問等

がございましたらどうぞ。

いかがでしょうか。私は、よく知らなかったのですけれども、実際問題として大学院の方では、先ほどの個別認定ということで、今おやりになれるような形になったようですが、実例等はございますでしょうか。

【高橋委員】直接これかその前の条文か分かりませんが、アメリカのテンプル大学日本校というのがありまして、日本でアメリカと同じ授業をしているのですが、日本から見れば学校ではないということで問題になっていました。後は、フランスとかよく問題になります、教育課程の年限の関係で。

【上谷委員長】日本人で向こうへ留学して卒業してきたという人ですか。

【高橋委員】そういう人がむしろ多いかもしれませんね。向こうでずっとということで、ただ年限がちょっと足りない。ですから、司法試験が今後どうなるか分かりませんが、そう一人二人ではないだろうなという気はしますけれども。しかし、もうこれは世の中の流れですし、弾力化というのはいいことで、いずれにしても、司法試験そのもの、第二次試験は実施するわけですから、入り口はあまり狭くしないで広くしてはどうでしょうか。

【上谷委員長】他の大学では何か、実際にこういう例とかございますでしょうか。

【長谷川委員】私は直接関わっておりませんが、私の感覚としても、門戸は広くしておいて、こういう日本固有の事情みたいなことだけで、制限を加えるみたいなことはなるべく廃止していった方がいいとは思っています。

【小幡委員】パブコメをすれば、個別認定ではなく制度的にも認めてほしいといった意見も出てくるのでしょうか。

【上谷委員長】一般的な方向としては、やはりこういうような学校教育法に合わせた個別的な認定で門戸を広げていくという方向はいいと、高橋委員、あるいは長谷川委員、小幡委員の御意見でございましたが、その辺はいかがでしょう、神垣委員や本間委員もどうぞ。

【神垣委員】異存はありません。

【本間委員】私もありません。

【上谷委員長】そうすると、そういう方向ということでは皆さん御異存はないということですし、私自身もその点は特別反対はございませんので皆さん大体そういう方向については、御承認というか御理解いただいていると思いを

ます。

それを学校教育法と合わせて同じような表現で書けば、こういう改正案のようになるわけですね。現在の15号を16号に回すというのは、枝葉の技術的な問題で、15号として「司法試験委員会において、個別の受験資格審査により、学校教育法に定める大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したものと、こういうことになるのですね。個別審査ということで皆さん、方向としてはよろしゅうございますでしょうか。学校教育法でもやっているようなやり方で個別審査という形でよろしいでしょうか。それでいいということなら、この案に書いた形になると思いますが、いかがでしょうか。御異存はございませんでしょうか。

【本間委員】むしろ、この審査の対応をどうするかということを中心に検討していただければいいのではないですか。

【池上人事課長】一応今事務的に考えていることにつきまして、改めて若干の方向性だけ説明させていただきます。

【横田人事課付】具体的には、個別の受験資格審査については、大学卒業と同等以上の学力があることを証明する資料を出していただきまして、書面審査を行うことを想定しております。なお、この審査に当たりましては、事前にガイドラインを策定されてはいかがかと考えております。大学院の場合、個人の能力に主眼を置いた審査ですので、文部科学省では、具体的な判断は各大学院に委ねられているということですが、書面審査が大部分であるというように承知しております。

【上谷委員長】例えばどのような書面なんですか、出してもらう書面というのは。

【横田人事課付】現在大学院の方でやっておられるのは、おそらく外国の大学の修了証書とか卒業証書とか、略歴書、それから教育施設に関する資料、卒業成績証明書などではないかと考えております。そして、その卒業成績証明書をお出しいただいても、なかなか外国の大学の場合どういう認定を受けている大学か分からないので、そういう資料なども出していただくというような場合もあるようでございます。

【小幡委員】これは、審査基準を作らないといけないですね。

【池上人事課長】私どもも、この方向性が決まりまして意見募集をされている間に、個別の人がその教育機関でどのような教育を受け、どのような単位を取得しているかなどといったことをどういう形で認定するか、あるいは、同等以上の学力があると認めるのはどういう場合かということについて、ガイドライン

的なものの案を作成しまして、この委員会にお諮りすべきであろうと考えております。

【上谷委員長】具体的には、当該個人が同等の力があると認定するからには、その人が現実にその学校でどういうふうな科目を今まで履修してきたかということでしょうね。成績はともかく、合格点を取っているのなら一応履修と認めなければ仕方がない、どういうふうな科目を受けてきているのか、どういうふうな授業か、その学校ではどういう授業に力点を置いているのか、結局そういうような客観的なものになると思うのです。それ以上細かいことまでは実際調べられないですね。

【小幡委員】医師国家試験予備試験受験資格に関する行政手続法違反の判決がありますよね、東京高裁の。あれは予備試験について、中国人の医者で日本の医師免許を取ろうという人が、行政手続法上の審査基準などをきちんと厚生省が定めていなかった点を訴えたというもので、少しそれとは違いますけれど、やはり何か決めておかないといけないでしょう。

【上谷委員長】それは、これから併行して検討していったいいんですか。

【池上人事課長】そのように考えておりますし、かつ、その一方でそういう御意見がこの委員会で決まりました場合は、その御意見も公表しますけれども、そういった審査基準的なもの、ガイドライン的なものは今の小幡委員の御指摘にもありましたように情報公開と言いますか、手続的な明確性、透明性を明らかにする観点からも公表されておかれた方がいいと考えております。

【上谷委員長】大体皆様方の御意見では、この案の方向でいいのではないかという御意向のようですから、これで意見募集をする方向でやっていただいて結構かと思うのですが、具体的な運用基準等についても意見募集前に明確にしておかなくともいいのですか。

【小幡委員】パブコメの対象とするかということですね。

【横田人事課付】規制の制定、改廃ということでパブコメを求められておりますので、審査基準までは考えておりませんでした。ちなみに、文部科学省の省令の場合、各大学が個別だということで審査基準まではパブコメには掛けておりません。

【上谷委員長】審査基準そのものは、掛ける必要はないのかもしれませんが。何かそういうことに触れる必要があるのかどうか。

【小幡委員】この司法試験委員会は試験を自らつかさどっているから，若干大学の場合とは事情が違うと思います。審査基準自体，一応パブコメを掛けてからの方がいいと思いますけれども。

【上谷委員長】学校教育法の関係からいえば，各大学院が審査をやるのだけでもそのパブリックコメントを求めたのは文部科学省なんですね。司法試験委員会の場合は，司法試験委員会が審査する事を，自分のところで審議してパブリックコメントにかけるわけですから，その辺は違いますね。

【池上人事課長】それでは，直ちに意見募集の手続に入るのではなく，次回までにたたき台的な審査基準と言いますかガイドライン的なものの案をお作りいただきますので，次回の委員会で改めてそれを御審議いただいた上で，パブリックコメントを掛ける内容について御決定いただくということではいかがでしょうか。

【上谷委員長】時間的に特に急がなければ困るということはないのですか。今年度の一次試験はもう済みましたよね。

【池上人事課長】二次試験の受験願書の受付期間も終了しておりますので，今年度直ちにというものでは必ずしもございません。

【上谷委員長】そうしますと次回のこの会議で最終的に決めて，それからパブリックコメントの手続に入るということで間に合うのですね。ただ，なるべく早い方がいいですね。準備する人の都合もありますから。

【池上人事課長】意見募集の際，そのガイドライン的なものも添えて意見募集されるということでしょうか。

【上谷委員長】そうするかどうかも含めても一度議論しましょう。

【横田人事課付】若干3月19日は近うございますので，場合によっては4月23日までお時間をいただければと考えます。

【上谷委員長】確定的な詳細にわたるものを示すのは無理だろうと思いますけれども，ある程度方向性を出したようなものを示すかどうか。学校教育法の文部科学省がやられたのと少し違う状況だから，そこをちょっと検討していただきたい。

【池上人事課長】骨子的なものにとどまるかもしれません。

【上谷委員長】何か方向性を示せるようなものができるかどうか，検討していただきます。そういうことで，基本的な方向としては，先程の案で将来パブリックコメントで意見を募集するというものでは合意がありましたが，意見募集の仕方について，少し事務局の方で詰めていただいて，次回もしくは次次回に決めていただくという形で対処したいと思います。

(3) 新司法試験の受験回数制限の対象となる「受験」について

新司法試験の受験回数制限の対象となる司法試験の「受験」(配布資料13)については，従前の取扱いと同様に「一の科目の受験を開始したときに当該試験を受けたものとして取扱うものとする。」ことが確認された。

(4) 新司法試験問題の検討態勢について

新司法試験の問題検討等のスケジュールイメージ(配布資料14)を踏まえ，新司法試験の具体的な出題の内容について検討するため，法曹養成に見識のある学者，実務家により構成する「新司法試験問題検討会」(配布資料15)を開催することが決定された。

(5) 新司法試験論文式試験の選択科目の選定について

【上谷委員長】最後の議題の一つ，選択科目の選定についてご検討をお願いします。

この論文式の選択科目の選定につきましては，この前に委員会で幹事の任命について御了承いただいて，任命の手続きをお願いしておりましたのでその結果等を御報告お願いいたします。

【池上人事課長】御報告申し上げます。前回の委員会において幹事を任命ということで御了解が得られ，かつ，候補者5名についても御了解を得たところですが，その5名につきまして，先週2月20日付けで法務大臣から幹事に任命ないし併任する旨の発令がなされております。

なお，この発令の前でございましたけれども幹事の皆様は，準備会として会合を持たれ，今後の会合予定などの打ち合わせをされたとのことでございます。今後の日程等もかなりタイトに組まれていると伺っております。今後，幹事による打合せの結果につきましては，適宜，御報告いただけるということになっているものでございます。

本日は，この5名の幹事のうちお二人の方においでいただいておりますが，この会議にオブザーバーとして出席いただいておりますでしょうか。

【上谷委員長】皆さん異論ございませんね。それでは幹事の方どうぞお入りいただいて。

(大谷晃大幹事及び椋嶋裕之幹事入場・事務局から幹事紹介)

【上谷委員長】 2月20日付けで正式に任命されたということを今聞かせていただきました。

大事な項目についてお忙しい中いろいろ御検討いただくことになり、大変ありがとうございます。よろしく願い申し上げます。

この選択科目の範囲をどうするかというのは、私も先だってから資料をいただいで拝見しているのですけれども、正直いって非常に難しい問題なものですから、頭を悩ましております。それで、本来から言いますと、私どもの方である程度こういうことを念頭に置いて御検討をお願いしますということを申し上げなければいけないのだろうと思いますが、実はまだそこまで議論ができておりません。今日、時間があれば皆さんでフリートーキングでもしていただいで、みんながどんなことを考えているのだろうという大体の雰囲気は分かっていただいで思っていたのですが、ちょっと時間的に窮屈になりました。何かこれについて、皆さん方今の段階でこういうことを考えているということで、幹事の皆さんにも是非伝えておきたいということがございましたら、お聞きする程度にして、次回に持ち越していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

(事務局から、配付資料16ないし18につき説明)

【上谷委員長】 この前法科大学院にシラバスや各科目で教授する主要法令などを照会したものは、いつごろ回答をいただくことになっていましたか。

【横田人事課付】 2月20日までということをお願いいたしました。

【上谷委員長】 順調に御回答いただいでいますか。

【横田人事課付】 おおむね順調にいただいでおります。各法科大学院におかれましても、大変お忙しい時期にもかかわらず丁寧な御回答をいただいでいるところでございます。

【上谷委員長】 分類しやすいような形で回答を求めたはずなんですけれども、うまいこと分けてくれてありますか。

(事務局から照会の方法等につき説明)

【上谷委員長】 これから鋭意集計していただきまして、集計結果をなるべく早い時期に幹事の皆さんにも御報告するようにいたします。いかがでしょうか、時間的に窮屈になったのですが、どうぞ幹事の方も御自由に御発言ください。選択科目の在り方について、概括的なことでも御意見なり、この際こういう観点から話しておきたいということがあれば御自由に。

【神垣委員】事務局の資料の「展開・先端科目」というのは、これは定着した言葉なんですか、選択科目を絞っていく上で意味のある言葉、あるいはこれまでの審議会等で使われた言葉なんですか。

（事務局から、専門職大学院設置基準を定める文部科学省令に基づく文部科学省告示の中で法科大学院の教育課程として区分けされているものとして、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目とともに展開・先端科目がある旨説明。）

【上谷委員長】この参考資料の「展開・先端科目の授業科目例」というのを見ましても、これをどういうふうにまとめたらいいのか、大変まとめにくい感じがしました。どう見ればいいのか、是非皆さん方にいろいろ考えていただきたいし、それから意見があれば聞かせていただきたいのです。こういうふうな記載だけからは、なかなかまとめにくいものですから。ある程度こういう分野ということでもまとめながら、同時に、例えばこういうふうな法律、法律問題が試験範囲になるんだというようなことも付随して考えていかないと、非常にまとめにくい気がするのです。その辺のところ何か皆さんいい意見があれば、お考えいただけませんか。私がこういう展開・先端科目についていけないからなのかもしれないけれども、どういう分類で、どういう範囲を扱っているのか正直分かりにくいところがあります。つまり、法律に当てはめてみれば何法の分野をここに書いてある科目が扱っているのかというのが、もう一つ分からないのですけれども、委員の皆様いかがですか。

【神垣委員】教科書という概念からみるとこれは大体基本的な、あるいは全国の普通の法科大学院が教科書的なものがあるというふうに考えてもいいのですか。それともそういうものはないと。

【小幡委員】括り方も難しいと思うのですけれども、さっと見たところテキスト的な見出しに大体はなっているのですけれども。それが多くの法科大学院で講座を開いているかどうかという差はあると思います。大変これは難しい問題で、法科大学院でもたくさん講座を置いておりますけれども、恐らくそれが司法試験の選択科目になるということになると学生がみんな取って、一生懸命聞いて、逆にならないとなったときにどういう効果があるかなという非常に怖いものがあります。やはりどうしても、司法試験だけではないと言っても、法科大学院の学生にとってみれば司法試験というのは重要な課題としてぶら下がっているわけですから、そういう受講者の取り方、つまり単位取得と、それだけでなく、特に一生懸命やるということに直結するのです。

【上谷委員長】どうぞ御自由に何かございましたら。私は是非皆さんにお考えい

ただいて次回にでも何かあれば御意見を伺いたいと思うのですが、今日は宿題になってしまいましたけれど、新司法試験をどういうものにしていくかということと大きな関連があると思います。現実の問題としては、何人ぐらい平成18年の新司法試験に受験してくるのか、この人数がまだ今のところ見通しもつかないのですけれども、それから新試験と現行試験をどういうふうに振り分けていくかということもまだこれからの議論なので、具体的なイメージがもう一つ湧いてこないのですが、ごく大まかなことを言いますと、今の司法試験と違って合格率は非常に高くなるという、こういう目標で今はスタートしておりますので、今とは随分違うはずだと思います。そういう新試験の性格を考えて、比較的合格率が高いのだと、そういうテストにふさわしいテストにもっていくのだというふうに考えますと、それと選択科目の決定とを考え合わせていただく。学生の方にしてみれば、仮に、新司法試験自体が、法科大学院でまじめに授業を受けていれば、少なくとも基礎科目のところではほぼ問題なくクリアできるのだというふうなものになるのだとすれば、そんなに司法試験のためだけに受験科目の選択で走り回らなくてもいいような気がしてくるのです。そのイメージとの兼ね合いになるような気がするんです。

今までの現行司法試験的なものを考えて、短答式から通ってきて、それからさらに大いに狭められて、論文式でもほんの一部しか通らない、全体としては受験者の3パーセントしか通らないというのとは全く違ってくるはずですから、その意識と、選択科目の組み合わせがどう影響するかということがあると思うのです。そういう意味でも次回、新司法試験のイメージというか、全体的な在り方としてどんなものにしていくべきか、そこを是非皆さん議論していただきたいという気がするのです。それが委員の間で意見がバラバラだと先に進みにくいですね。合格者を何人にするかということもこれから決めていかなければいけないので、そちらが決まっていけないのに、どのくらいの難しさにするのか決めるといわれても難しいという議論はあるかもしれません。それにしても現行司法試験とはかなり違ったものになるはずですから。一つその辺のイメージも含めてお考えいただきたい。幹事の皆さん方も御遠慮なさらず、そういうところを皆さんの中でも御議論いただいて、こういうふうにあるべきだということを我々の方にフィードバックしていただいて結構だと思います。是非お願いしたいのですが。

【高橋委員】大学の方が理想としている授業というのは作ったのですが、合格してきた学生がそれに本当にマッチしてくれるかどうかということに関しまして、今多くの、私が知っている法科大学院の教授陣は不安に思っています。私の大学もそうなんです、端的に申しますと、筆記試験、その他の成績が予想以上に悪いのです。

【本間委員】今の高橋委員のおっしゃったのは法学既修者のレベルですか。

【高橋委員】既修者，未修者両方。

【本間委員】両方ともですか。同じように。

【高橋委員】未修者はどんな人が来るか分かりませんから，そういう点で問題になります。今，特に問題になっているのは既修者の方ですね。法律の試験をやってみた結果，どうも今までの司法試験に受からなかったような人がどっと入ってきているような，極端なことを言うとそんなイメージがあります。もちろん，今後法科大学院で教育していくわけですが。小幡委員いかがでしょうか，これは4月からやってみないと分からないとは思いますが。

【小幡委員】既修者についても授業が始まらないと何とも言えませんが，やはり旧来型の司法試験に照準を合わせて法科大学院を受けてこない人もいますので，どのくらいの層が既修としてくるかというのは見えないところがあります。ですから，併存期のまさに難しいところで法科大学院がスタートするから非常に困るのですけれど，現行の司法試験は将来無くなるのですから，法科大学院のスタート時期を何とか乗り切っていかなければいけないと思います。法科大学院の教育は少人数教育ですから，入ってからの教育次第で大丈夫かとも思うのですが。

【上谷委員長】東京大学の場合は既修者というのは，大学法学部で何年履修した人が多いのですか。

【高橋委員】まだ結果は分析しておりませんが，国立大学から来た人は在学生といっても，5年目，6年目，留年してきた人がやはり多い気がします。

【上谷委員長】そうすると現行司法試験に照準を合わせている人も結構いるということですか。

【高橋委員】そういう声をよく聞きますね。ただ，逆に，現行司法試験を考えていた人は，受験勉強を何もしなかったものですから，適性試験の成績があまり芳しくない。その結果ますます現行司法試験だけでがんばろうと，こういうことになった人もいるようです。大学で非常にいい成績の人が，適性試験は結構悪いですね。

【小幡委員】もう少しやってみないと適性試験の妥当性も分かりませんから。

【高橋委員】適性試験が高得点でも不合格にした受験生がおります。総合審査ですから本来そういうものかもしれませんが。

場合によっては現行司法試験との併存期の特に最初の2，3年の新司法試験

においては、ほとんどの人が法科大学院に来るようになったときの司法試験とは少し事情が違うのだということを考慮する必要があるのかもしれませんが。

【小幡委員】ただ、未修者で入ってくる人たちは、かなり社会人として多彩な経歴があった上で、思い切ってここで転身しようという人たちで、大変バラエティに富んでいて、能力的にも十分期待できそうです。いずれにしても、法科大学院がスタートしてからでないと、はっきりしたことは分かりませんよね。

【上谷委員長】法科大学院の方に任せられているのでしょうかけれど、どの程度能力があれば卒業させるかということとも関連してきますね。

【高橋委員】その辺が実は悩むところです。

【上谷委員長】一番悩ましいところですよ。

【高橋委員】授業についていけない人がかなり出てくるかもしれません。

【上谷委員長】どうもありがとうございました。

7 次回開催日程等について

次回の第4回委員会会議は、3月19日（金）午後3時30分から開催することが確認された。